

東日本大震災以後の備忘録ないしは切り抜き帳(その44)

[2017年1月15日(日)]

○今年も相変わらず、舌鋒鋭い山口二郎氏であるが、安倍政権の云う『積極的平和主義』は次々と実績を重ねようとしている。特に問題なのは「東京オリンピックにかこつけた共謀罪の新設」ではなからうか。「共謀罪は一般市民には適用されない」と云われても、デモとテロの区別もつかない大物議員を擁する安倍政権には、一般市民とそうでない市民とを、一体どうやって区別するのだろうか。もう一つの問題である「駆け付け警護」について、本日の東京新聞“こちら特報部”では、南スーダンPKOの主力となっている陸上自衛隊青森駐屯地に注目している。自衛官の出身地を人口比率で見ると青森県が断トツの1位で「所得が低く、大学進学率が低い所ほど自衛官が多い。つまり、経済的理由で進学できず、働き口がないから自衛隊に入る。自衛官になった多くの子はそうだった。事実上の経済的徴兵ではないのか」と地元高校教諭は分析しているそうである。しかし、「専守防衛で、国内での災害救助が活躍の場だった時代は、警察官や消防士になるような感覚で自衛官を志望できたであろうが、新安保法制で環境は大きく変わった。PKOの駆け付け警護では、武装勢力と撃ち合う可能性があり、民間人への誤射の危険性もある。」右の写真を見て考えさせられるのは、南スーダンへ向かう自衛隊員が非常に幼く見えることで、いきなり戦場に駆り出されても到底戦力にはなり得ないと思われることである。記事によれば、「派遣された第5普通科連隊は、悲惨な歴史を背負っている。旧軍時代の八甲田山雪中行軍遭難だ。同連隊につながる旧陸軍第5連隊は1902年、雪中訓練中に寒波に襲われ、参加した210人中、199人が亡くなった。情報、認識、装備の不足が原因だった(●[新田次郎:八甲田山死の彷徨,新潮文庫,1978]を参照されたい)。南スーダン情勢を巡っても、政府の認識が疑問視されている。それが影響してか、自衛隊に就職を希望する高校生が減少しており、今後、経済的徴兵を覆すうねりに発展するかもしれない。」とのことである。安倍首相の云う『積極的平和主義』には多くの問題が潜んでいるように思われるが、如何なものであろうか。



青森県に点在する軍事関連施設(左)と青森空港で整列する、南スーダンに向かう陸自第11次隊の隊員(右) 1月15日付け東京新聞「こちら特報部」『基地列島』より

[2017年1月17日(火)]

1995年兵庫県南部地震(阪神・淡路大震災)から22年目の記念日に、TVや新聞はこの報道で溢れていた。しかし、それも今日一日だけのことで、恐らく明日からは、このニュースがTVや新聞で取り上げられることはないのではなからうか。以下では、いくつかの関連記事を備忘録に留めておきたい。

○今朝の毎日新聞社説は『阪神大震災22年 住宅再建支援の充実を』と題して、被災者の住宅再建支援の問題を中心に論説を加えている。「日本列島で地震の活動がやむことはない。昨年だけでも4月に熊本地震、10月には鳥取県で震度6弱の地震などが起きた。避難所生活が長引いた人は少なくなかった。被災者の暮らしの再建には安定した住まいの確保が何より重要である。きょうで発生から22年たった阪神大震災では約64万棟の住宅が被害を受け、ピーク時に約31万人が避難所にあふれた。災害で奪われた生活基盤を回復するための公的支援が求められ、議員立法で1998年に成立したのが被災者生活再建支援法だ。当初の支給額は最大100万円住宅の建て替えに使えなかった。現在支給額は最大300万円に増え、2004年の中越地震などをきっかけに用途の制限は撤廃され、手続きも簡素化された。だが、被災者や被災自治体から改善を求める声が絶えない。支給対象は原則として全壊か、大規模補修をしないと住めない半壊だ。被害認定は市町村が判断するが、大規模半壊と半壊との線引きは難しい。鳥取県など各地の自治体は独自の助成制度を整備し、半壊世帯にも支給するところがある。熊本地震では一部損壊世帯にも補助金を出して救済する自治体があった。毎日新聞が東日

本大震災と関東・東北豪雨(15年)、熊本地震の被災自治体に実施したアンケートでも、半壊世帯まで対象にすべきだという意見が最も多かった。過去の災害では、半壊でも修理費用が500万円を超えたケースもある。財源に限りはあるとはいえ、住宅再建が進まなければ被災地の復興はおぼつかない。半壊であっても損害の実態に応じて柔軟に救済できるような制度を検討してはどうか。昨年12月の新潟県糸魚川市の大火に対し、国は支援法適用を決めた。強風による延焼で被害が広がったことが風害に当たると判断した。こうした柔軟な運用を今後も望みたい。巨大地震の備えには住宅の耐震化も重要だ。阪神大震災の犠牲者の約8割が建物の倒壊による圧死や窒息死だった。南海トラフ地震や首都直下地震では耐震化率を100%にすれば大幅に被害を減らすことができるとされる。全国の住宅耐震化率は約82%に上るが、防災拠点の自治体庁舎の耐震化率は約75%と遅れている。熊本地震では壁が落ちるなどして閉鎖した指定避難所があった。耐震化を急がねばならない。また、地震保険の世帯加入率は約30%にとどまる。阪神大震災を経験した兵庫県の住宅再建共済制度の加入率も9.5%と低調だ。「公助」だけでなく、生命と財産を自ら守る「自助」の意識も高めていきたい。」

○同じく今朝の読売新聞社説には『阪神大震災22年 自治体の「受援力」を高めたい』と題する次の論説が掲載されていた。「6,434人が犠牲になった阪神大震災から22年を迎えた。早朝の強い揺れで、神戸市などは広範囲でがれきの街と化した。その傷痕を探すのは今では難しい。ここまで復興を遂げられたのは、他の自治体からの人的・物的支援やボランティアの尽力などがあってこそだろう。阪神大震災以降、相互応援協定を締結する都道府県や市町村が増えた。広域災害連携は着実に進んでいる。被災地の要請を待たずに物資を届ける「プッシュ型支援」も実践されるようになった。災害ボランティアも定着している。災害時の重層的な支援網が形作られたのは大きな前進だ。課題は、多方面から寄せられる支援を、災害現場で生かし切ることだ。被災自治体の受け入れ態勢が整わないために、応援要員に的確な指示を出せず、混乱を招く事態が繰り返されている。救援物資が途中で滞留して避難所に行き届かなかったり、ボランティアがせっかくの支援を断られたりする。こうした事例が2011年の東日本大震災や昨年の熊本地震などで見られた。支援と表裏一体である「受援」の観点で、災害対応を再点検すべきではないだろうか。神戸市は13年に、全国に先駆けて「受援計画」を策定した。阪神大震災と同規模の被害を想定して、応援受け入れが必要となる130の業務を洗い出した。災害対策本部とは別に「応援受入本部」を設けて、担当者が連絡調整を行うことも盛り込んだ。業務ごとに「受援シート」を作成し、応援者に求める職種・資格のほか、指揮命令系統、執務スペースなどをチェックできるように工夫した点も特徴だ。政府は12年、防災基本計画を修正して、受援計画の策定を自治体の努力規定とした。しかし「被害想定が難しい」といった理由で、策定に二の足を踏む自治体が多い。内閣府は指針作りにも乗り出した。受援計画の整備に弾みをつけたい。受援計画に民間の知見を反映させることも欠かせない。物資の管理・配送で倉庫・運送業者が有するノウハウなどを有効活用すべきだ。いざという時のスムーズな運用に備えて、応援協定の相手と訓練を重ねることも重要である。庁舎が被災した際の代替庁舎や優先業務を決めておく業務継続計画(BCP)についても、市区町村の6割が未策定のままだ。受援計画と一体的に取り組みたい。」

○また、産経新聞【主張】も『阪神大震災22年 いたわる心持ち続けよう』と題する以下の論説を掲げている。「阪神大震災から17日で22年となった。かつて廃虚が広がった阪神間は美しい街によみがえった。慰霊碑のたぐいを除けば、痕跡を見かけることはない。震災を知らない世代が増え、風化も進んでいる。しかし、大震災が今も影を落としていることを忘れてはならない。神戸市のモニュメントには、震災と関係があった物故者の名前が新たに7人加わった。夢でもいいから死別した家族に会いたいと今も願っている遺族がいる。痛々しく、胸が締め付けられる。隠れた苦痛に改めて目をこらしたい。それは、阪神大震災だけの問題ではない。その後も日本は、新潟県中越地震、東日本大震災、そして昨年の熊本と、阪神と同じ震度7を記録する大地震に相次いで見舞われている。時の経過とともに、世間の関心にも濃淡の差が生じてしまうだろう。しかし、見えにくくはなっている、被災地が抱える問題に敏感であるべきことを、阪神での22年の月日は教えてくれる。東日本大震災は6年近くたった昨年末でもなお、13万を超える人が避難生活を送っている。昨年、東京電力福島第1原発事故で避難している子供へのいじめが、相次いで明らかになった。被災者の痛みへの共感を全く欠いている。熊本では、倒壊家屋の解体すら進んでいないのが現状である。災害には「自助」と「共助」が不可欠だ。困っている人に何ができるのか、改めて考えたい。ボランティアや心的外傷に対応する「心のケア」は阪神大震災で定着した。近年の災害でも効果を見せている。被災者をいたわる心を持ち続けよう。国が災害への備えを万全なものにしなければならないことは、いうまでもあるまい。阪神をきっかけに整備された被災者への公的支援が、新潟県糸魚川市の大火にも適用されたのは、望ましい。しかし緊急事態条項の創設を含む憲法改正議論は、遅々として進んでいない。災害時に一時的に政府に権限を集中させて国民を守る条項の整備は急務である。災害があつてからでは遅い。巨大地震はいつかやってくる。万全の態勢で備

え、被害を少しでも小さくすることが、阪神大震災で犠牲になった6,434人に対する私たちの責務だろう。」
●産経新聞の【主張】は他紙の社説に相当するものであるが、最後の文脈に現れた「しかし緊急事態条項の創設を含む憲法改正議論は遅々として進んでいない。災害時に一時的に政府に権限を集中させて国民を守る条項の整備は急務である。災害があつてからでは遅い。巨大地震はいつかやってくる。万全の態勢で備え、被害を少しでも小さくすることが、阪神大震災で犠牲になった6,434人に対する私たちの責務だろう」の部分は俄かには首肯できない。災害対策のために、一時的に権限を政府に集中させることは現状でも可能であり、そのためになぜ憲法を改定する必要があるのか大いに疑問である。また、このような政治問題に阪神大震災の犠牲者を利用することは慎んで頂きたいものである。

○朝日新聞は“天声人語”で『阪神淡路大震災から22年』に触れていたが、社説に関連の論説記事は見られなかった。東京新聞も同様であった。以下に掲載させて頂くのは、東京新聞夕刊に掲載されていた『阪神大震災22年追悼の集い』についての記事である。「6,434人が亡くなった阪神大震災は17日、発生から22年となった。兵庫県内では、多くの人たちが地震発生の午前5時46分に黙とうし、犠牲者に鎮魂の祈りをささげた。神戸市の追悼の集いでは、遺族が「22年前の出来事は歴史の世界で済ますことはできない」と述べ、最愛の人の命を奪われた悲しみや震災を風化させない決意を示した。以下は遺族代表・大鳥居慎司さんの言葉である。
◇ 阪神大震災から22年、これだけたつと歴史の世界になってしまいます。でも私にとっては22年前の出来事は、歴史で済ますことはできません。激しい揺れで目を覚まし、立ち上がろうとした途端、家がつぶれてきました。みんなに声を掛けると「大丈夫」と妻裕美子の声。「火が出なければ助けが来るよ。長期戦でいこう」と声を掛けると「そんな！」と言ったきり、うめき声だけ。次第に聞こえなくなっていました。焦った私は大声でがれきの底から助けを呼び、私と2人の子どもは助け出されましたが、4時間後に妻が掘り出された時にはまだ体は温かかったけど、脈がありませんでした。一緒に助けてくれた方に「もう一度脈を見てくれ」と頼んで診てもらいましたが首を振るだけ。近所の人の車に乗せて病院に連れて行きました。路上で胸を叩いて、聴診器をあてた医師は「駄目です」と一言。最後の望みも絶たれました。避難先の小学校で長男が「ママはどうしたの？」と聞きました。私は「天国へ行ったんだよ」と言いました。「天国からいつ帰ってくるの？」と聞きます。私は答えられず泣きだしました。「私が死んで妻が残った方が子どもたちは幸せなのに。でも私には2人の子どもがいる」と考えました。妻の死を悲しんでばかりいるより、子どもを育てようという目標が明確になりました。目標達成戦略には困りました。父子家庭は少なく、どうやって子育てや生活をしていけばいいかイメージが湧かなかったのです。他のお母さんと話をすると悩みが同じでした。子どもを育てる苦労は男も女も同じだと分かりました。振り返ると、子どもを育てなければならぬ目標があったからこそ、悲しみを乗り越えられた気がします。子どもたちにも感謝しています。震災からしばらく、妻のいない日常が夢で、本当は妻が生きていたのだという夢を何度か見ました。10年ほど前からは見なくなりました。現実を受け入れたということでしょうか。でも寂しいです。夢の中でも、たとえ幽霊であっても、会って話を聞いてもらいたいし相談もしたいです。仕事も子育てもこれからという時に、命を奪われさぞかし無念だったでしょう。妻の話も聞いてあげたいし、私へ託す思いも聞きたいです。妻は天国から私たちを見守って、時には怒ってくれる家族の一員です。」



竹灯籠の明かりを前に地震発生時刻に黙とうする人々=17日午前5時46分、神戸市中央区の東遊園地で[写真]は東京新聞より]

[2017年1月18日(水)]

○昨日は朝日新聞の“天声人語”をネットで開くことができなかった。無料での利用は1日1回限りとの制約のためであった。以下に昨日の天声人語『阪神淡路大震災から22年』を転載させて頂く。「水をかけてもかけても火が衰えない。後ろからも火の手が上がり、目の前にオレンジ色が広がる。火の粉がまるで雨のようだ。「ほんまに消えるんやろか……」。あまりにも無力に思えた消防隊員が書いている▼22年前の今日、震災に見舞われた神戸である。隊員たちの手記を集めた『阪神淡路大震災 消防隊員死闘の記』を開くと、一人ひとりの迷いや恐怖がある。消火栓が使えず、限られた水をどこに向ければいいのか分からない。自分も死ぬかもしれないとの思いが頭をよぎる▼多くの被害を出した火災は当時、戦時の空襲によく例えられた。あちこちで黒煙が上がり炎の広がりが止められない。まちを焼き尽くす焼夷弾に重なったのだろう▼地震の後に救出された約35,000人のうち、約27,000人が近隣の住民らに助けられたという推計がある。地域の結びつき、助け合いがどれだけ大切か。隣人の顔が見えにくい都市部でこそ教訓としたい▼「突然、家中が踊り出したよう

に見えた」。熊本地震で被災した人の言葉を思い出す。例えばあす、就寝中に家具や家電が襲いかかってきたらと想像してみる。家具などの置き方を見直す。非常時の持ち出し袋を準備する。すぐにできる小さな備えがある▼神戸市にはかつて戦災も震災も耐えた防火壁があり「神戸の壁」と呼ばれた。移設された淡路島を訪れると、コンクリートのひび割れがしわを刻んでいるように見えた。「忘れてはいけない」。声にならぬ声を聞き取りたい。」

○このところ毎日、庭にシジュウカラがやって来て、美しい声で鳴いてくれる。何とか写真を撮ろうとするが、運動神経に圧倒的な違いがあって、どうしてもカメラで動きを捉えることができない。最近のネット動画は良くしたもので、“シジュウカラ”を検索すると、右の写真のように囀りさえも再現してくれる。実は以前に「備忘録ないしは切り抜き帳(その31), 2016/5/25」で文藝春秋6月号からいくつかの随筆を引用させて頂いた時に『鈴木俊貴(京大生態学センター研究員):シジュウカラにも言語があった』と云う気になる一文があったので、遅ればせながら以下に転載させて頂きたい。

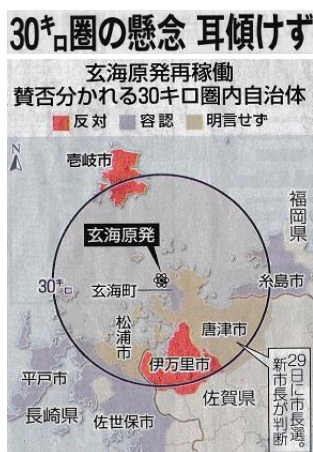


「春先に繁殖期を迎えるスズメの一種シジュウカラ。スズメより一回り小さいくらいの鳥で、胸から腹にかけてネクタイのような黒い帯模様があるのが特徴です。北海道から沖縄まで日本列島に広く生息しており、市街地にも姿を見せるので、「ツツピー、ツツピー」という鳴き声は、誰しも聞いたことがあるでしょう。よく耳を澄ませると、シジュウカラの鳴き声にはさまざまなバリエーションがあることが分かります。「ツピツピ」「ヂヂヂヂ」「スイー」……。僕は、こうした鳴き声にはそれぞれ意味があり、シジュウカラが言葉を使ってコミュニケーションをとっているのではないかという研究をしています。研究を始めるきっかけとなったのは、2005年の秋の出来事でした。動物行動学者を目指す僕は当時、大学4年生。軽井沢の森に通って、卒業研究のテーマを探していました。山小屋にこもり、人間とはほとんど接触せず、ツキノワグマに遭遇したりしながら、動物たちを観察する日々。そんなある日、シジュウカラの巣箱にヘビが迫り、ヒナを食べようとしているところにたまたま出くわしました。そのとき、外にいた親鳥が「ジャージャー」と鳴いていたのです。それまで、朝から晩までシジュウカラの鳴き声を聞いていましたが、そんな声を聞いたことはありませんでした。「もしかして『へびだ!』と言っているのかもしれない」と考えた僕は、それから何シーズンにもわたってシジュウカラの観察に明け暮れました。シジュウカラにとっての天敵は、ヘビの他にカラスやネコなどが挙げられます。そうした敵が巣箱に近づいているのに気づいたとき、カラスなどの場合は「ピーツピ、ピーツピ」と鳴くのに対し、ヘビの場合だけ「ジャージャー」に変わっていました。さらに、巣箱の内部に設置した小型カメラの映像を見ると、親鳥の「ピーツピ」という声を聞いたヒナはうずくまったのに対し、「ジャージャー」のときは巣箱から一斉に飛び出して、戻ってきませんでした。ヒナがうずくまるのは、巣穴から差し入れられる敵の嘴などから身を守るため。しかし巣箱に侵入するヘビの攻撃を避けるには、外に逃げ出すしかない。つまり、シジュウカラはヒナに捕食者の種類を鳴き声で伝え、ヒナはそれを理解して危険を回避したと考えられるのです。実は同様の研究として、1980年に、サル的一种が敵に応じて鳴き声を変えることが分かっています。人類の言語の起源である可能性もある大発見とされましたが、単語を組み合わせる能力までは認められませんでした。ですが、何年もシジュウカラを観察しているうち、異なる単語をつなげて、より複雑な意味にしているのではないかと考えるようになりました。つがいの相手やいい餌場を発見したとき、シジュウカラは「ヂヂヂヂ」と鳴きます。その声を録音してスピーカーで流すと、彼らはスピーカーに近づいてくる。「ヂヂヂヂ」は「集まれ」という意味だと推測されます。そこで「ピーツピ、ヂヂヂヂ」と連続した鳴き声を聞かせると、親鳥は左右に首を振りながらスピーカーに接近してきました。首振りとは天敵の位置を特定するための行動。つまり、単語を組み合わせることで「敵が来たぞ、集まれ」という意味になったと考えられるのです。ところが「ヂヂヂヂ、ピーツピ」と単語の順番を入れ替えると、ほとんど反応しなくなった。シジュウカラの鳴き声の組み合わせには何らかの規則、つまり文法のようなものがあるのかもしれない。シジュウカラが生息する森の中は、捕食者も多い上、敵がどこから迫ってくるかが目視しにくい。仲間がどこにいるかも分かりにくい。そんな環境が、このように複雑な鳴き声を発達させることになったのだと思います。実は、動物の声帯模写で知られ、今年3月に亡くなった4代目江戸家猫八さんは、僕の研究に興味を持ってくださっていました。一緒に軽井沢の森に行って、鳴き真似の練習もしていたんです。猫八さんが鳴き真似をマスターして、僕が単語や文法規則を解明できれば、鳥とコミュニケーションをとることも夢ではなかったかもしれません。」●これからの季節、シジュウカラやメジロが庭に遊びに来てくれるのはとても嬉しいことで、ミカンなどご馳走を用意して、彼らの会話にじっくり耳を傾けてみたい。

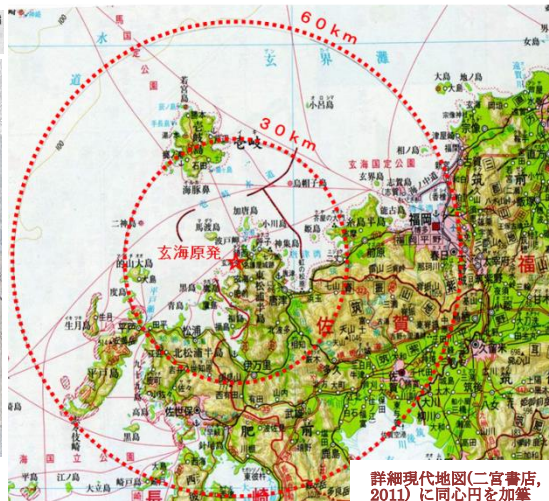
[2017年1月19日(木)]

○今朝の東京新聞は、1面トップに「米海兵隊のF35最新鋭ステルス戦闘機を岩国に初配備」、ほかにも「明日からの通常国会で“共謀罪”が焦点に」、「女川原発建屋の1,130ヵ所にひび」、「玄海3,4号機に規制委“適合”」など話題満載であったが、ここでは『玄海原発 離島に橋も架けないで』と題する社説を転載させて頂きたい。

「九州電力玄海原発が再稼働に向かう。重大事故に備えた避難計画をつくれといひながら、離島には逃げ場がない。橋を架ける前になぜ原発を動かせるのか。人の命が何より大切だとするならば、玄海原発に併設されるPR館、玄海エネルギーパークの展望室からは4基の原子炉建屋とともに玄界灘の島々が見渡せる。馬渡島、そして「島の宝百景」にも選ばれた加唐島、松島…、壱岐島もはっきり見えた。原発30キロ圏内の自治体には、原発事故を想定した避難計画の策定が義務付けられている。暮らしや命が危険にさらされているということだ。玄海原発の30キロ圏には20の離島があり、26,200人が暮らしている。このうち九州本土と結ぶ橋があるのは長崎県側の3島だけ。四国電力伊方原発のある日本一細長い佐田岬半島の先端部に住む人同様、ほとんどの島では海が荒れれば逃げ場がない。荒波で名高い玄界灘、海路による避難訓練が高波のため中止になったこともある。それでも国の原子力防災会議(議長:安倍首相)は先月、30キロ圏内の広域避難計画を「合理的」とした。例えば、本土との間に橋のない長崎県の壱岐島は南部が30キロ圏内だ。計画の中に全島避難は含まれず、約15,000人が島の北部に移動することになっている。屋内退避施設は未整備のままで、風が北へ向いた場合の対策は定かでない。放射性物質は風に乗って遠方まで飛散する。福島第一原発事故が証明済みだ。これほど多くの人々の安全が保証されないまま原発再稼働を許すのが、どこが「合理的」だと言えるのだろう。壱岐市の白川博一市長は「100%安全と言えない」、ほぼ全域が30キロ圏内に含まれる佐賀県伊万里市の塚部芳和市長は「避難道路や防災無線の整備が不十分」として、再稼働には明確に反対の立場を取ってきた。理にかなうとは、こういうことだ。そもそも、避難計画が実行されるようなことが起きてからでは遅いのだ。政府が避難計画を了承しても、原子力規制委員会が新規基準に適合すると書いても、それが「安全」を意味するものでないのは、すでに明らかだ。再稼働の“お墨付き”が出せるとすれば、そのことで危険にさらされる住民をおいてほかにない。」●最後のフレーズ「再稼働の“お墨付き”が出せるとすれば、そのことで危険にさらされる住民をおいてほかにない」には心からの敬意を表したい。以前からの議論からも明らかのように、規制委の“再稼働への適合判定”は、ただ単に耐震基準を満たしていることの確認に過ぎず、“安全か否か”の判断は行政に委ねられている。行政は、福島第一原発事故のような非常時を想定した上で、影響を受ける周辺住民の避難対策を含む事故対応を十分に検証した上で、規制委とは独立に安全性の評価を行うことになっている。その際に重視されるのは地元自治体の判断であるが、原発が立地する直近の自治体が多額の経済的恩恵に恵まれるのに対して、周辺自治体は迷惑を被るデメリットの方が大きく、再稼働の適否についてコンセンサスが得られる訳がない。今回の玄海原発の再稼働問題についても、左の図のように自治体間で賛否が分かれている。福島第一原発事故のことを考えると、本当は30キロ圏の避難計画だけでは不十分で、右の図のように少なくとも60キロ圏の内部で大混乱を起こしている。同じことを玄海原発に引き移して考えてみると、中央の図(注記:下の3つの図は同じスケールに揃えられている)のように、風向きによっては福岡市中央部や佐賀、佐世保など比較的大きな都市を巻き込む大問題にもなりかねない、と云うことがどれだけ理解されているのか心配になる。

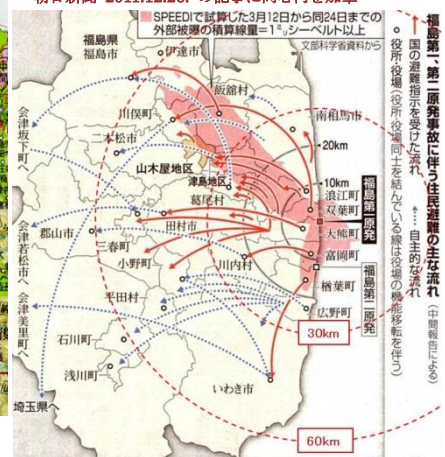


東京新聞 2017.1.19. より



詳細現代地図(二宮書店, 2011)に同心円を加筆

政府事故調査・検証委員会の中間報告資料より
朝日新聞 2011.12.26. の記事に同心円を加筆



[2017年1月20日(金)]

○今国会で政府が提出・成立を目指している「共謀罪」の趣旨を盛り込んだ「組織犯罪処罰法改正案」に注目が集まっている。昨日の東京新聞には共謀罪関連の記事が、1,2面の“言わねばならないこと”と“総合面”，それに28,29面の“こちら特報部”にも掲載されていた。“こちら特報部”では、『共謀罪「一般人は無関係」と言うが…』『治安維持法も同じ論法』との見出しのもと、今回の菅官房長官の「一般の方々が対象となることはあり得ない」との説明は、戦前・戦中に猛威を振るった治安維持法の導入時点での「世間が心配するようなことはない」「社会運動を抑圧しない」との説明のされ方と全く同じであることが強調されている。さらに紙面では、治安維持法案成立当時の新聞報道を引用しながら、当時の政府が同法案成立のために如何に詭弁を弄していたかを紹介している。読売新聞でさえも(失礼)『愚劣か仇敵か 再び治安維持法案に就て』という見出しのコラムで、同法案は「政府の軽率な惰性に依って提案せられ、無知と誤解の議会に依って賛成せられ、司直の自惚れに依って強行せられんとしてゐる。善意ならば其愚及ぶべからずであるが、悪意ならば民衆の仇敵である」と痛烈に批判している。「一般の方々が対象となることはあり得ない」に騙されてはいけない。政府は平気で国民にウソをつくことがあると云うことを、かつての治安維持法案の成立過程から学び、二度と同じ手口で騙されてはならない。以下には第1面の【言わねばならないこと】に掲載されていた山下幸夫氏(弁護士)の『共謀罪で萎縮 監視社会招く』を転載させて頂きたい。「政府が組織犯罪処罰法改正案を国会に出そうとしている。「共謀罪」を適用する対象の組織的犯罪集団にあたるかどうかは、警察や検察の認定次第だ。犯罪の準備行為を処罰の要件に加えても、条文上は犯罪を話し合つて合意すれば、共謀罪が成立する。起訴しなくても警察が逮捕するだけで、その団体に大きなダメージを与えられる。安倍政権が安保法制で「戦争ができる国」にしようとする中、共謀罪は沖縄の新基地建設や原発稼働、戦争に反対する人たちを黙らせる武器になる。例えば、ある市民団体のメンバーが国会の壁に「戦争反対」という落書きをしようと相談し、ペンキを買うために現金を引き出したら、建造物損壊の共謀罪が成立し、警察は逮捕できる。政府はテロ対策に必要だと言うが、この法案を最初に国会に出した2003年にそんな説明はなかった。たまたま2020年東京五輪・パラリンピックが近いから、政府はテロ対策という理屈を後付けし、共謀罪の名前を「テロ等準備罪」に変えた。実際に取り締まる対象のほとんどは「等」に含まれる犯罪だろう。捜査当局が、犯罪の話し合いや合意、準備行為を把握し、共謀罪を適用するには、ある特定の団体の構成員を日常的に監視するしかない。尾行はもちろん、いずれは通信傍受法を改正して盗聴するだろう。共謀罪では密告した人は罪を免除される可能性があるから、互いが監視し、密告し合う社会につながる。人が人とコミュニケーションし行動することは、憲法が保障する「表現の自由」「結社の自由」「幸福追求権」に関わる。共謀罪はこうした権利を規制し、萎縮させる。今、共謀罪の新設を許せば、憲法の保障が崩され、何も自由に言えない暗黒の社会になる。〈やました・ゆきお〉1962年生まれ。89年に弁護士登録(東京弁護士会)。日弁連共謀罪法案対策本部事務局長。編著に「『共謀罪』なんていらない?!」(合同出版)。」

2017年1月20日

文責：瀬尾和大